

環境審議会の公募委員の選考に関する要綱

制定 平成20年 4月16日環境保全局長決裁

改正 平成21年12月 4日環境保全局長決裁

改正 平成24年 3月28日環境企画課長決裁

改正 平成28年 3月24日環境政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境審議会の委員を公募により選任するため、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は、1人とする。

(選考委員会の設置)

第3条 公募委員の選考を公正に行うため、環境審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、環境推進部長を、委員には、資源循環部長、環境政策課長及び廃棄物計画課長をもって充てる。

(選考委員会の所管事務)

第5条 選考委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 公募方法に関すること。
- (2) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (3) 応募資格に関すること。
- (4) その他、公募委員の選考に関すること。

(会議の招集)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、環境政策課とする。

(選考手続)

第8条 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考は、選考委員会で決定する各審査項目について選考基準の5段階で評価し、平均3点（以下「基準点」という。）以上かつ上位の者から選定する。

2 応募者がいずれも基準点に達しない場合は、候補者を選定しないものとする。候補者が委員の就任を辞退し、他に基準点を満たすものがいなくなったときも同様とする。

(選考後の手続)

第9条 委員長は、候補者を市長に報告するものとする。

2 市長は前項の候補者に対し、環境審議会の委員就任についての同意を得るものとする。

3 前項の候補者が辞退した場合には、次の点の者を候補者として繰り上げるものとする。この場合において、同項の規定は、当該繰り上げた候補者について準用する。

4 市長は、前3項の手続の後、同意を得た候補者を委員として任用するものとし、他の応募者に対して選考の結果を通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

選考基準

1 評価方法

選考委員会で決定する各審査項目について、次に掲げる5段階で評価する。

点数	評価結果
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣っている
1	非常に劣っている

2 基準点

全評価項目の平均点3点とする。

3 選考

基準点以上で、点数上位の者から募集人員と同数の者を候補者とする。